

中小企業等による感染症対策助成事業 よくあるご質問【グループ申請】

質問		回答
助成金とは		
1	助成金とは何ですか？	「協力金」、「給付金」、「融資」とは異なり、事業に取り組む前に交付決定額として助成金の支払い予定金額の上限を決めて、事業を実施後に、その取組経費の一部を助成金額として確定し、取組完了後に後払いで交付（支払）するものです。支払われた確定金額は原則返還不要です。 ただし、偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたときは、助成金の返還、刑事罰が適用される場合もあります。 助成金の性質等については、募集要項をご覧ください。
2	助成対象期間とは何ですか？	助成事業を実施できる期間（令和3年1月4日から同年6月30日）のことで、その期間中に契約、事業の実施、支払いを完了する必要があります。スケジュールを綿密に立てて事業を実施してください。助成対象期間を過ぎてからの支払いは、助成対象外となり、助成金をお支払いできません。
3	助成率3分の2の意味を教えてください。	助成対象となる定価税抜5万円の消耗品を6点購入した場合、30万円の3分の2である20万円が助成金で支払われることとなります。残りの10万円と消費税分3万円は事業者が負担することとなります。
4	申請書を提出すると助成金が振り込まれますか？	申請書を提出するだけでは、助成金は支払われません。助成金は後払いなので、綿密な資金計画を立てることが必要です。 【申請から助成金振込までの流れ】 申請→（交付決定）→助成事業実施→実績報告→（完了検査）→（審査）→請求書提出→（助成金振り込み）
助成対象経費		
5	自社の通常業務に関わる経費（自社が生業とする工事や自社で取り扱う製品の購入等）は助成対象になりますか？	いいえ。助成対象にはなりません。
6	申請前に支払った経費は助成対象になりますか？	令和3年1月3日以前に支払った分は助成対象外です。申請前であっても、令和3年1月4日から同年6月30日までに発注又は契約、取得、実施、支払いまでを完了した経費は対象となります。
7	クレジットカードで支払った経費は対象となりますか？	支払いは原則として、法人の場合は法人名、個人事業主の場合はその個人名義の銀行口座からの振払いとします。例外として、法人カード、もしくは個人カードの場合は代表者のクレジットカードに限り対象となります。また、クレジットカードによる支払いは助成対象期間中に、銀行口座からの引き落としが確認できる場合のみ認められます。
8	どういった消耗品が対象になりますか？	マスクや消毒液、アクリル板などの感染症予防にかかる消耗品が対象となります。詳細は、公社HP「対象経費の具体例（【B】グループ申請コース）」をご確認ください。

9	グループとは具体的にはどういったものですか？	3者以上の都内中小企業者等で構成されるグループであれば、立地や業種、関係性は問いません（関連会社などを意味するものではありません）。 また、傘下の事業者等と共同の取り組みを行うことを前提として、都内中小企業団体等が単体で申請することも可能です。その場合、傘下の事業者が別途3者以上のグループを作って、グループ申請を行うことはできませんので、あらかじめ了承を得るようにしてください。
10	3者以上の中小企業者等が対象とのことですが、同一法人内の事業所の長（店長、営業所長など）も一者としてカウントできますか？	できません。 中小企業者等は法人・個人事業主単位でカウントされますので、同一法人内で店舗や営業所が複数ある場合でも、複数者とカウントすることはできません（一法人で一者となります）。 ※フランチャイジー（加盟店）で、独立した法人であれば、それぞれの法人による共同申請は可能です。 （例：大手コンビニエンスストアとフランチャイズ契約を結んでいるA酒店、B食品店、C酒店が三者共同で申請する場合など）
11	複数のグループに参加して、消耗品を申請することは可能ですか？	できません。1事業者が参加できるグループは1つです。
12	1点当たりの単価の下限はありますか？	下限はありません。
13	30万円の上限は各事業者ごとに適用されますか？	1グループあたり、30万円が上限となります。
申請書類		
14	自分の申請が届いているか確認したいです。	簡易書留等の記録が残る方法で郵送してください。個別に回答することはできません。
15	公的機関から納税猶予の特例を受けているので、納税証明書に未納が記載されるかもしれません。大丈夫でしょうか？	新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写しを提出してください。
16	ガイドライン等の提出は必須でしょうか？	《グループ申請コースの場合》 ・公社HP「対象経費の具体例（【B】グループ申請コース）」に記載の消耗品は、ガイドラインの提出が不要です。
17	提出後の申請書の内容の変更、再申請は可能ですか？	原則、提出後に申請書の内容を変更することはできません。 書類不備で申請不受理及び不採択となった場合、改めてご申請頂くことが可能です。
他の助成金等との併願について		
18	「感染拡大防止協力金」を申請していても、本助成金の対象になりますか？	対象となります。協力金は、要件を満たした方に一定額をお渡しする制度で、助成金とは性質が異なります。
19	公社の別の助成金や国の補助金と同時に申請できますか？	申請は可能です。ただし、助成対象として申請した同一の内容（経費）で、公社・国・都道府県・区市町村等から重ねて助成を受けることはできません。同一内容で複数採択された場合は、そのうちの一つのみを選んでください。

20	令和2年度新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業で助成金の交付を受けましたが、本助成金の対象となりますか？	対象となります。 ただし、同一の内容（経費）で重複して申請することはできません。 また、現在申請中で審査結果の通知がまだの場合も、重複して申請することはできません。
21	本助成金で単独申請コースとグループ申請コースの両方に申請できますか？	可能です。
22	本助成金で単独申請コースとグループ申請コースの両方に申請する場合、納税証明書と登記簿謄本はそれぞれ提出する必要がありますか？	それぞれに原本の提出をお願いします。
その他		
23	中小企業者等の「等」とは具体的に何を指していますか？	都内中小企業者（会社及び個人事業者）、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、中小企業団体等を示します。（詳細は、募集要項内の「申請要件」をご参照ください。）
24	いわゆる「フリーランス」でも申請できますか？	申請できます。ただし、個人事業主の方の場合は、都内税務署に「個人事業の開業届」が提出されていることが必要です。
25	申請書に記載する「連絡担当先」は代表者に限りますか？	代表者でなくても結構です。ただし、申請内容について問い合わせをさせていただく場合があるため、申請事業者に勤める役員・従業員に限らせていただきます。他の事業者（顧問税理士等も含む）は認められません。
26	交付決定された後で助成金を受領できないことはありますか？	あります。「交付決定」とは、助成金の交付対象者として選定された状態を意味していて、助成金の支払額が決定したということではありません。交付決定後、助成事業の遂行や経理関係書類の整備が適切に行われていない場合、交付決定された金額のうち、全部又は不備のある部分について交付できません。
27	開業届をなくしてしまいました。どうすればよいですか？	提出した都内税務署に再発行できるか相談してください。再発行できない場合は、代表者名と事業内容、都内事業所の所在が分かる資料（営業許可書等）をご用意ください。
28	業界団体に所属していませんが、申請はできますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・申請可能です。 ・業界団体に所属しておらず、公社HP「対象経費の具体例（【B】グループ申請コース）」に記載のない取組を行う場合、事業内容の分類されるガイドライン（貴社の業態と類似するガイドライン）を選択してください。 ・該当するガイドラインが存在しない、あるいは選択できない場合は、「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～『新しい日常』の定着に向けて～」をご参照いただく方法もあります。「東京都防災HP（https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp）」に掲載されております。
29	購入先の都合で支払が代引きしか選択できない場合、代引きは可能ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・代引きの利用は可能です。 ・取引は現金取引としての扱いとなります。 ・代引き手数料については、対象外経費となりますのでご了承ください。